

# 12月1日から児童扶養手当の受給対象が拡大

これまで児童扶養手当は、公的年金などを受給できる場合は支給されませんでした。12月1日からは、公的年金の受給額や労働基準法に基づく遺族補償の額が児童扶養手当額に満たないときは、その差額を受給できるようになります。

## ●児童扶養手当の支給対象者

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童、障がいがある場合は20歳未満）を養育している父または母や、父または母に代わって養育している人。

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母に一定の障がいがある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで出生した児童
- ⑨遺棄などで出生の明らかでない児童



※該当していても、児童福祉施設などに入所している場合は、手当を受けることができないことがあります。また、本人または同居の扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、手当の一部または全額の支給が停止されます。

## ●児童扶養手当の支給額

支給月額	
対象児童数	手当額
1人	41,020円～9,680円
2人	5,000円加算した額
3人以上	児童1人増すごとに3,000円加算した額

## ●児童扶養手当の差額支給額

受給資格者および対象児童の公的年金などの受給額と児童扶養手当の支給額を比較して、その差額が支給されます。

公的年金等の受給額が児童扶養手当の支給額を上回る場合は、児童扶養手当は支給されません。

申請に必要なものなどは、お問い合わせください

## ●申請日

平成26年12月1日に支給要件に該当する見込みの人は、12月分から支給され、11月1日から申請することができます。

## ●経過措置期間

平成26年12月1日から平成27年3月31日まで

- 1) 経過措置期間に申請して、平成26年12月1日に支給要件に該当している場合は、12月分から支給されます。
- 2) 経過措置期間に支給要件に該当し、申請した場合は、支給要件に該当した月の翌月分から支給されます。



子育て支援室 量山

## ●問い合わせ

福祉課子育て支援室 ☎53-2111(内線246)